

## 藤沢市廃棄物処理手数料月極取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第14条に定める廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)の徴収方法のうち同条第3項に規定する、同条第1項及び第2項に規定する方法以外の方法として、「月極」について定めるものとする。

(月極の定義)

第2条 月極とは、北部環境事業所若しくは石名坂環境事業所又は当該両事業所(以下「焼却施設」という。)に搬入する事業者(以下「搬入者」という。)に対して、藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第14条第3項を適用し、手数料を月毎にまとめ、それを翌月に市長が徴収若しくは搬入者が納付することをいい、またそれぞれを「月極徴収」若しくは「月極納付」という。

(月極の方法及び納期限等)

第3条 手数料は当該搬入月の翌月10日前後に送付する納入通知書により、月極納付の承諾を受けた者(以下「月極納付者」という。)が藤沢市指定金融機関等で納付するものとする。

2 納期限は当該月の翌月の末日とする。ただし、その日が次の各号にあたるときは、これらの日の翌日をもって納期限とみなす。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 納期限を20日過ぎても納付が確認できない場合は督促状を送付し、延滞に対する延滞金は藤沢市税外収入金に関する延滞金条例(昭和38年藤沢市条例第22号)の規定を適用する。

(月極承諾基準)

第4条 月極納付の承諾には搬入者が、基準である次の各号を全て満たさなければならない。ただし、公共性の高い事業等についてはこの限りではない。

(1) 藤沢市の一般廃棄物収集運搬業許可業者であること。

(2) 前号の搬入者としての焼却施設への直近12ヶ月間の市の委託分を除いた搬入実績(搬入回数及び搬入量)が以下の基準を満たすこと。

搬入回数 1週間につき2回以上

搬入量 1ヶ月につき10,000kg以上

(月極の申出)

第5条 月極納付を希望する者(以下「申出者」という。)があった場合は、申出者に市長への廃棄物処理手数料月極納付申出書(第1号様式)の提出及び必要書類の添付を求めるものとする。必要書類とは申出書に記載のものとする。

2 申出は、焼却施設のうち、申出者が主に搬入する施設で随時受付するものとする。

(月極承諾)

第 6 条 市長は、第 4 条の各号を全て満たし、また申出書の内容かつ月極納付が適当であると認めるときは、申出者に廃棄物処理手数料月極納付承諾書(第 2 号様式)及び月極計量カードを交付するものとする。

2 市長は、前項において不適當であると認めるときは、申出者に廃棄物処理手数料月極納付不承諾のお知らせ(第 3 号様式)を交付するものとする。

3 月極納付の開始日は原則として月の初めとする。

(月極の終了)

第 7 条 市長は、月極納付者から月極納付終了の申し出があった場合は、市と協議の上で月極納付承諾を終了し、現金納付開始日を定めるものとする。なお、承諾終了時には廃棄物処理手数料月極納付承諾書及び月極計量カードを返還させるものとする。

(月極承諾取消し)

第 8 条 市長は、月極納付者が次の号に該当する場合は、月極納付承諾を取り消すものとする。

(1) 納期限を過ぎても手数料納付が確認されないとき。

2 市長は、月極納付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、月極納付承諾を取り消すことができるものとする。

(1) 第 4 条の各号を 1 つでも満たさなくなったとき。

(2) 搬入施設の搬入基準を著しく違反したとき。

(3) 搬入施設が月極を不適當と認めるとき。

(4) 市の指示に従わなかったとき。

3 市長は、前 2 項に該当し、承諾の取消しを行った際は、当該搬入者に廃棄物処理手数料月極納付承諾書及び月極計量カードを返還させるとともに、取消し時までの手数料を速やかに徴収するものとする。

4 第 1 項又は第 2 項の規定により承諾の取消しを行った際は、当該搬入者に廃棄物処理手数料月極納付承諾取消しのお知らせ(第 4 号様式)を交付するものとする。ただし、当該搬入者が第 4 条第 1 号を満たさなくなった場合はこの限りではない。

(再申出)

第 9 条 第 8 条により承諾の取消しをされた搬入者は、取消し日から起算して 1 年以内に月極納付の申出をすることはできない。

2 第 6 条第 2 項により月極納付が不適當と認められた搬入者は、廃棄物処理手数料月極納付不承諾のお知らせ(第 3 号様式)の日付から起算して、3 ヶ月以内に月極納付の申出をすることはできない。

附則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 22 年 3 月 15 日から施行する。

附則

この要領は、平成 23 年 4 月 14 日から施行する。

附則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。